事 務 連 絡 令和 2 年 3 月 27 日

地 方 厚 生 ( 支 ) 局 医 療 課 都道府県民生主管部 (局) 国民健康保険主管課 (部) 御中 都道府県後期高齢者医療主管部 (局) 後期高齢者医療主管課(部)

厚生労働省保険局医療課

## 疑義解釈資料の送付について (その25)

診療報酬の算定方法の一部を改正する件(平成 30 年厚生労働省告示第 43 号)等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成 30 年 3 月 5 日保医発 0305 第 2 号)等により、平成 30 年 4 月 1 日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

## 医科診療報酬点数表関係

## 【SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出】

- 問1 令和2年3月6日付けで保険適用された SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 核酸検出を実施する際に用いるものとして、「体外診断用医薬品のうち、使用目的又は効果として、SARS-CoV-2 の検出 (COVID-19 の診断又は診断の補助) を目的として薬事承認又は認証を得ているもの」とあるが、令和2年3月27日付けで薬事承認された「新2019-nCoV 検出蛍光リアルタイム RT-PCR キット」はいつから保険適用となるのか。
- (答) 令和2年3月27日より保険適用となる。